

大政翼賛体制と内務省—内務省の機構系統を基軸として—

The Home Ministry in the Imperial Rule Assistance System: Its Role in Political Control

拓殖大学地方政治行政修士学位論文（平成 27 年 3 月）

山田 修士

主査：岡田 彰教授

副査：秋山 義継教授

拙論は、「序章—『大政翼賛体制』の定義と研究の方向性—」、「第一章 内務省と地方行政制度」、「第二章 大政翼賛会と内務省との機能的連関—部落会、町内会等を中心に—」、「今後の研究課題—終章に代えて—」という三章から成り、概括するに「大政翼賛会の下部組織たる一面と自治制度の末端補助組織たる一面とを併せ有する二重的性格のものとなった部落会、町内会等を通じて国民生活に至るまで一元的に指導し得る体制」と訓解されるところの実相を闡明せんとするものである。したがって、序章において「大政翼賛体制」を叙上の如く定義した上で、主題に関する課題、及び研究の目的と意義とを示した。そして、「日本ファシズム」に関する論攷を概観しつつ、ここにおいて「日本ファシズム体制」の存否を結するものではないと前置きした上で、「大政翼賛会の成立を以て日本ファシズム体制は成立した」との所与から論を發すれば、部落会、町内会等の訓令による整備及び法制化の動因が如何なるものであったのかという問いに対し、先験的に結論として立てられた「それは大政翼賛会の成立に対応して、日本ファシズムの末端機構の整備として為されたものである」という命題を提示することとなり、その真偽の証明は顧みられないという問題、即ち、ある時期に「日本ファシズム体制」なるものが存在したとして、訓令による整備ないしは法制化後の部落会、町内会等に対し、「日本ファシズム体制」の末端機構としての性質が後天的に附与されたのか、あるいは先天的にそれを指向してこれが為されたのかという点についての検証は、欠くべからざるものであるということを指摘し、以て「大政翼賛体制」を「ファシズム体制」と規定して論を展開するものではないという研究の方向性を示した。

第一章では、大政翼賛運動の実践網が縦の内務系統の経路を指向し、そこに接着したのであれば、これが帰結したところを知得する為には、まずはその系統が如何なるものであったのかを顕現せしむるの要あることに鑑み、「地方制度の総元締であると同時に各省の調整機関であったという特殊な性格」を有していた内務省が、その強固な「内務省—府県庁—市区町村長という縦系列」を通じて、如何にして地方行政を担っていたのか、即ち、大政翼賛体制における「部落会、町内会の自治制度の末端補助組織たる一面」に連なる行政系統を顕然たらしむべく、昭和 18 年の府県制、市制、町村制等の改正、並びに東京都制、東京都官制の制定から終戦までの時期を中心として、地方の管轄事項における内務省と他省との関係にも論及しつつ、勅任官であり国の機関であった内務官僚たる地方長官や内務大臣が任命していた市長に対する内務省の影響など、旧地方制度における内務省と地方との関係を、地方長官及び地方における部局の役割を考察しながら論攷した。「第一節 旧地方制度—戦時

体制下における地方制度一」においては、昭和 18 年の地方制度の改正により、市町村長の権限拡大、そして知事及び内務大臣のこれに対する監督とその選任に対する関与との強化、並びに知事の権限拡大が為されたことを示し、内務大臣による市町村行政及び府県行政の監督が如何なるものであったのかについて考察し、また、戦時体制の深化に伴う国の地方出先機関の改編、即ち地方事務所、地方行政協議会、地方総監府の設置とその機能とについて論及した。「第二節 内務省と地方行政」では、内務省の所管事務を示すことによってその機能について考察し、また、内閣総理大臣及び各省大臣の地方長官に対する監督の性質、及び「内政に関する総務省的存在」であった内務省と他省との所管事務の連関など、内務省と他省との関係と内政におけるその役割について論及した。「第三節 小括一内務省の凋落一」にては、政党政治の凋落が内務省の凋落を招来し、さらには戦時体制の深化によって内政において内務省が占める比重が小さくなったこと、及びこの機に乗じて各省が地方官人事をその事務の係属する省の管轄とすることを要求し、あるいは自前の地方出先機関を新設、拡充したこと、ないしは内閣人事部構想や内務省解体案といった近衛内閣における内務省を巡る一連の策動、並びに内務省がこれを専有することで内政におけるその優位性を担保していた「中央」と「地方」とを繋ぐ両行政間の経路を収奪せんとした農林省及び大政翼賛会による策動について概説し、そして、内務省がこの経路の固守に成功したことにより、内務省を滅亡の淵へと追いやった新体制運動及び大政翼賛会が内務省の存続に活路を開いたとの提言を以て、第二章への架橋とした。

第二章では、大政翼賛会と内務省との機能的連関のうち、部落会、町内会等を介しての連関について論及することにより、そのことが凋落の趨勢にあった内務省の機構系統に如何なる影響を及ぼし、また、大政翼賛体制における内務省の存在をどのように規定したのか、そして部落会、町内会等の訓令による整備及び法制化の動因を闡明すべく、次のように論を展開した。「第一節 大政翼賛会による部落会、町内会等の指導の素地一国民精神総動員運動と昭和 13 年の近衛新党運動一」においては、国民精神総動員運動の展開、及び精動実践組織網による「内務省一地方長官一市町村長一部落会、町内会等」という強固な縦の内務系統への指向と接着との経緯を概観することにより、翼賛運動実践網の斯様な指向と接着との素地を示し、また、これが近衛文麿の気質に随伴する先天的な属性であった可能性を示唆した。

「第二節 部落会、町内会とその連合会、及び隣保班」では、大政翼賛運動の実践網がこれらに連なる縦の内務系統を指向して接着する過程を顕現せしむべく、部落会、町内会等の沿革及び整備の外在因について論究した。まずは、明治自治制発布以前の部落及び町内組織の歴史と爾後のこれらに対する政府の抑圧、そして是認への方向転換と選挙粛正運動、国民精神総動員運動、大政翼賛運動におけるこれらの整備過程について、その沿革を概観した。次に、部落会、町内会等の訓令による整備及び法制化の外在因についてであるが、大政翼賛体制を「ファシズム体制」と規定する立場においては、支配機構としての内務省と支配対象である国民との関係性という視座から、上述の如き過程で部落会、町内会等の整備及び法制

化が推し進められ、さらには大政翼賛会の第一次改組やそれに続くこれらの下部組織化によって、内務省による支配は極限まで強化せられたとされ、そこでは、「部落會町内會等整備要領」は精動実践網の下部組織としての整備の延長線上にあるものであって、大政翼賛会による国民組織構想に対して内務省が主導権を固守する為に講じた対抗策であり、部落会、町内会等は、大政翼賛会の成立に対応して、日本ファシズムの末端機構として整備されていたと説明される。しかしながら、昭和 7 年から展開された農林省の主導による農山漁村経済更生運動が招来した部落組織の再編を巡る内務省と農林省との対立が、内務省をして経済行政と部落組織との重要性を認識せしめたのであるからして、昭和 15 年に展開された新体制運動の結実としての大政翼賛会の存在だけを以てして、部落会、町内会等の訓令による整備及び法制化を説明し得るのかという問題が生ずる。そこで、経済更生運動の展開が齎した部落組織を巡る動き、及びこれに随伴する地方組織の再編問題、並びに大政翼賛会の結成過程における部落会、町内会等を巡る動きを概括しつつ、その整備の契機を縷述し、逐一その動因を論及した。即ち、農林省の産業組合法改正による、部落またはこれに準ずる区域をその地区とする農事実行組合や養蚕実行組合などの部落農業団体の法人化、及びこれらの産業組合への加入の認可を以てする部落農業団体の系統化の開始から、農村組織の掌握を巡る内務省と農林省との勢力抗争の激化により、部落組織法制化の初めての公式な提起たる「農村自治制度改正要綱」を以てする内務省の攻勢への転化を経て、訓令による整備及び法制化に至るまでの過程、及びそこで解決が企図された懸案事項とその帰結とを攷究した。

さらに、部落会、町内会等が大政翼賛会の発足当初から、これと密接に関連付けられていたという事実を指摘しつつ、昭和 13 年の新党運動におけるこれらの末端機構化の企図の背景について論及し、そしてこれらの整備及び法制化、並びに大政翼賛会の結成に密接に携わった内務当局者及び翼賛会関係者の証言に加え、これらを巡る内務省の見解、並びに翼賛会が議会資料として用意したこれらとの関係についての見解といった一次史料等、即ち部落会、町内会等を巡る事実を綴輯し、そこに散在する意図を訓解して系統立てることにより、第三節において、これらの訓令による整備及び法制化の外在因は、大政翼賛会の結成にではなく、経済更生運動の展開と地方組織の再編問題にこそ見出されるべきものであり、その訓令による整備及び法制化は、性来は大政翼賛会による「国民再組織」構想への対抗ではなく、部落組織の再編を巡る農林省への対抗を企図したものであって、また、その実施の過程においては省内組織の意図や対立関係の変遷があり、それが結果として、大政翼賛会の動向に即してこれへの対抗策としての後天性が附与されるに至ったとみるべきであると帰結し、そして、第一次改組によって大政翼賛会が内務行政の補助機構化したこと、及び大政翼賛会が部落会、町内会等を指導することが決せられたこと、即ち、内務行政機構としての大政翼賛体制という既成事実の確立により、昭和初頭より内務省の弱化を期して展開されてきた内閣及び他省による内務省への攻勢が終熄したとみられることを以て、大政翼賛会が内務省の存続に活路を開いたという第一章末尾の提言を補完し、これらを小括とした。

## 修士論文要旨

「今後の研究課題—終章に代えて—」では、拙論において論及し得なかったところ、即ち大政翼賛会の変遷、大政翼賛会と内務省との機能的連関のうち内務官僚及び機関並びに市町村長におけるもの、各種運動の目的とその系統団体の機構及びその統合の過程、地方における事例研究、そして昭和 18 年の市制町村制改正により新定された参与制度、並びに国家総動員法体系の現出が内政に占める内務省の比重の変化に与えた影響を挙げ、主題として掲げたところを講究し得なかった因由を示すにとどめた。